

令和 7 年度 みやぎ環境関連研究開発等支援事業費補助金

宮城県では、県内の二酸化炭素排出削減等の環境負荷の低減に資する製品の研究開発等に関する事業に対して支援を行います。

1 対象事業

区 分		内 容
Step1	開発着手型	県内の二酸化炭素の排出削減に資する研究開発等の着手の取組
Step2	開発・実証型	脱炭素燃料(水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス等)の利活用等に資する事業化検討・事業性調査、技術の研究開発・実証事業等
		脱炭素燃料枠以外の再生可能エネルギー活用等、県内の二酸化炭素の排出削減に資する事業化検討・事業性調査、技術の研究開発・実証事業等
Step3	地域未来投資促進法 基本計画型	補助事業の終了後3年以内に宮城県基本計画 ^{※1} に基づく地域経済牽引事業計画の策定が見込まれ、県内の二酸化炭素の排出削減に資する開発等

* 1 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/miraiho_keikaku.html (富県宮城推進室 HP)

* 2 「環境負荷低減に資する設備、デバイス等」は、次の市場分野に関連する製品をいう。

- ①再生可能エネルギー等・省エネルギー関連製品市場
- ②廃棄物処理、リサイクル等関連製品市場
- ③下水及び排水処理関連製品市場
- ④その他知事が必要と認めえる環境関連製品市場

2 補助率、補助限度額

区 分		補助率	補助限度額	補助事業期間
Step1	開発着手型	10分の10以内	200万円以内	1か年
Step2	開発・実証型	脱炭素燃料枠	3分の2以内	800万円以内
		自由提案枠	2分の1以内	500万円以内
Step3	地域未来投資促進法 基本計画型	2分の1以内	1,700万円以内	1か年

3 対象者

- ・県内に本社又は生産拠点若しくは研究拠点を置く法人その他団体（ただし、市町村、一部事務組合その他知事が別に定めるものを除く）
- ・県内の住所地、居住地若しくは事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主

4 募集期間

令和7年5月30日（金）17時まで

※ 同一年度内において、1事業者が2度交付申請を行うことはできません。

5 補助対象経費

区 分	内 容
機械装置費	機械装置の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕に直接必要な経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に直接必要な経費（構築物は補助事業に必要不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る）
原材料費	原材料費及び副資材の購入に直接必要な経費
工具器具費	工具器具の購入、試作・製作、改良、据付け、借用及び修繕に直接必要な経費
外注費	分析、加工及び設計費等の請負外注に直接必要な経費
指導受入費	外部からの指導を特に必要とする場合に直接必要な経費
共同開発費	大学、研究機関、事業者等と共同で研究・開発を行う場合に直接必要な経費
旅費	事業に必要な知識、情報、意見等の収集のために調査に直接必要な旅費
委託費	調査・分析委託費、意匠開発委託費
諸経費	事業に直接必要な高熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、運送費等
その他経費	事業に直接必要な経費（管理費等）で知事が承認した経費

※補助事業の実施に直接必要でない経費（消費税及び地方消費税、振込手数料、土地取得・賃借料、申請書作成費、各種届出に要する経費等）は補助対象外とする。

※共同開発費については、相手方と締結する契約書に基づくものを補助対象経費とする。

6 審査・交付決定

事業計画の内容について、庁内審査委員会にて以下の観点をもとに総合的に評価を行い選定します。

①事業効果の妥当性	・環境負荷低減効果（直接的・間接的） ・周囲の自然・生活環境への負荷 など
②事業計画の妥当性、実現可能性	・県の施策との整合性 ・事業内容の具体性・適切性 ・経費・規模・スケジュールの妥当性 ・関係法令等の理解度 など
③事業実施主体の適格性	・実施体制・財務基盤 ・必要な技術・専門知識の有無 ・社会貢献度・環境経営 など
④事業計画等の将来性	・市場の成長性 ・事業の実現可能性 ・事業の新規性・先導性 など

問い合わせ先：宮城県環境政策課省エネ・再エネ推進班

◇TEL：022-211-2664 F A X：022-211-2669

◇ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/index.html>